千葉1362	塚本	信雄	千葉1386	仲田	満
千葉1945	阿部	浩之	新潟1630	中村	国雄
大阪1213	真鍋	准	大阪1474	伊藤	武夫
奈良 256	新田	八朗	奈良 393	竹田	年男
愛知1191	柴田	公賀	愛知1624	山口	俊介
愛知1753	荒山	覺定	愛知2155	浅田	金弥
三重 673	立花	益實	福井 375	木野	隆二
石川 398	新谷亜紀夫		山口 152	松田	昌祐
山口 930	福井	妙子	岡山1319	三宅	章
福岡2155	大山	英彦	鹿児島762	桂	勝博
鹿児島871	有満	義一	釧路 205	宮脇	彬
高知 489	岡崎	雅美			

平成23年10月11日付

東京5246	野口	隆	東京6059	田村	保雄
東京7183	村岡	洋治	神奈川2150	藤波	二郎
埼玉2136	奥泉	隆之	埼玉2272	倉上	欣也
千葉1307	内川	彬	栃木 887	鍋嶋	征二
静岡 807	田中	友一	静岡1423	山本	修平
長野1020	大槻	栄造	大阪1420	中島	清治
大阪1564	北防	昌邦	大阪1819	柳原	和馬
大阪1899	島原	忠雄	大阪2959	中島	克敏
兵庫1422	横井	英世	兵庫1507	辻	博愛
兵庫2132	浅原	勝	兵庫2292	前田	龍男
兵庫2329	岩見	逸夫	兵庫2336	古定	徹
和歌山134	上田	俊和	愛知1470	中川	博文
愛知2645	石塚	朗	三重 339	西村	道生
三重 610	久保	倉利	岐阜 801	若尾	敏夫
石川 523	清水	順	石川 646	笠原	竹志
福岡1960	永田	康夫	福岡2055	吉冨	信崇
熊本 548	坂本	弘喜	宮崎 447	豊饒	輝隆
宮崎 754	髙岡	宏文	沖縄 217	仲里	浩佑
沖縄 222	小泉	勝	岩手1031	山内	純
秋田 567	武田	一郎	愛媛 653	石丸	哲夫

平成23年10月20日付

千葉1225	畠山	正都	千葉1817	山田	真一
栃木 260	芝口久治郎		群馬 704	徳江	元治
群馬 791	鈴木	俊春	京都 753	山下	芳広
福井 371	橋谷	章弘	富山 189	柳下	康浩
富山 393	砂山	邦夫	広島1445	範重	一登
広島1537	宮﨑	心也	広島1700	二反田豊子	
広島1738	河村	卓雄			

弁理士登録公告

平成23年10月25日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　録

月　日	登録番号	氏　名
10月25日	17911	柴田　淳
10月25日	17912	橋詰　修人

登録抹消

年月日	登録番号	氏　名	事　由
平成23年10月３日	06193	茶野木立夫	死亡抹消
平成23年10月15日	09929	伊藤　修	申請抹消
平成23年10月20日	09709	吉原　達治	〃

弁理士数　9,140名

（平成23年10月25日現在）

平成 23 年 11 月 14 日　　日本弁理士会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　京都弁護士会

2　処分を受けた弁護士

氏　　名　知原　信行

登録番号　17488

事 務 所　京都府京都市中京区小川通二条下る

法律の館知原法律事務所

3　処分の内容　業務停止８月

4　処分が効力を生じた年月日

平成23年10月14日

平成 23 年 10 月 26 日　　日本弁護士連合会

公 示 送 達

村本聡氏が本会から送達を受けるべき下記書類は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。

なお、日本弁護士連合会綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程第13条第３項の規定により、本会がこの旨を本会掲示場に掲示した平成23年11月14日の翌日から起算して14日を経過したときに下記書類の送達があったものとみなします。

記

日本弁護士連合会綱紀委員会平成23年綱第322号異議申出事案の決定通知及び決定書謄本

平成 23 年 11 月 14 日　　日本弁護士連合会

「日弁連ひまわり基金」支出に関する規則（規則第七十一号）の一部改正の公告

「日弁連ひまわり基金」支出に関する規則（規則第七十一号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十三年十月十九日　　日本弁護士連合会

「日弁連ひまわり基金」支出に関する規則（規則第七十一号）中一部改正

「日弁連ひまわり基金」支出に関する規則（規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

3　第二種弁護士過疎地域が第一種弁護士過疎地域に該当するに至った場合は、当該該当するに至った日の属する年度の翌年度及び翌々年度にかかる本基金からの支出の申請については、第二種弁護士過疎地域とみなす。

4　第二種弁護士過疎地域が第一種弁護士過疎地域及び第二種弁護士過疎地域に該当しなくなった場合にも、当該該当しなくなった日の属する年度の翌年度及び翌々年度にかかる本基金からの支出の申請については、第二種弁護士過疎地域とみなす。

附則（平成十四年二月十六日改正）第三項を削り、附則第四項を附則第三項とする。

附　則

1　附則第三項（新設）の改正規定は、平成二十三年十月十九日から施行し、平成十四年四月一日から適用する。

2　附則第四項（新設）及び附則（平成十四年二月十六日改正）第三項を削り、附則第四項を附則第三項とする改正規定は、平成二十三年十月十九日から施行し、平成二十二年四月一日から適用する。

公文書等の管理に関する株式会社日本政策金融公庫公示

公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第17条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第11条第３項の事務所の場所を変更するので、次のとおり公示する。

平成 23 年 11 月 14 日　　株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁　安居　祥策

廃止する場所　北海道帯広市西三条南６丁目２番地　株式会社日本政策金融公庫帯広支店国民生活事業内

新設する場所　北海道帯広市大通南９丁目４番地　株式会社日本政策金融公庫帯広支店国民生活事業内

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢50歳から80歳前後の男性、身長164㎝、着衣は秩父市役所の刺しゅう入り緑色ヤッケ、グレー作業服、グレー長袖シャツ、作業ズボン、青色トランクス、軍足、青色運動靴（25.5㎝、足長22㎝）、所持品はボールペン１本

上記の者は、平成23年９月28日、秩父市大宮6267番地羊山公園管理事務所から南方約880ｍの山林内において発見され、死亡推定年月日は、平成23年９月26日頃です。

身元不明のため、遺体は火葬に付し、遺骨は市営墓地に仮埋葬してあります。お心当たりの方は、秩父市社会福祉課まで申し出てください。

平成 23 年 11 月 14 日

埼玉県　　秩父市長　久喜　邦康

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢不詳、身長約175㎝の男性、所持金品は現金59円

上記の者は、平成23年９月17日午前11時頃、千葉市緑区誉田町３丁目70番地伊藤満雄方借家にて、廃品回収に入った廃品回収業者によって発見された。身元不明につき遺体は火葬に付し、遺骨は保管しています。心当たりの方は、千葉市緑保健福祉センター社会援護課まで申し出てください。

平成 23 年 11 月 14 日

千葉県　　千葉市長　熊谷　俊人